

高知くらしの護身術

321

お試しサービス

期間過ぎれば有料移行

(2014年5月13日掲載原稿)

最近、「無料」「お試し」を伴う契約のトラブルが増えています。商品は「宅配DVDレンタルサービス」「有料テレビ放送」「インターネット会員サービス」などさまざまです。事例を二つ挙げます。

1 「有料テレビ放送が1カ月無料で視聴できる」というインターネット広告を見て申し込んだ。ところが最近、クレジットカードから、会費が毎月引き落とされていることに気付いた。利用規約をよく読むと、「1カ月経過する前に退会しないと、自動的に有料契約に移行する」と書いてあった。申し込みの際、クレジットカードの番号を入力しているが、全く利用しなかったため契約は成立していないと思っていた。

2 「1カ月無料でお試しできる」という宅配DVDレンタルを申し込んだ。月末に解約手続きをしようとしたが、返却されていないDVDがあるため退会できないと言われた。

トラブルの背景は、申込者に「基本は有料である契約をした」という認識が低いことが考えられます。「無料」や「お試し」と記載があっても、実態は有料の契約であり、契約当初に一定の無料期間を設定しているにすぎません。有料になって初めて契約が成立すると考えている方もいるかもしれませんが、実は「無料期間」からが契約なのです。

トラブルを避けるためにも、申し込む前に何が「無料」や「お試し」なのか契約内容や利用規約をよく確認しましょう。

また、続ける意思がない場合は期限ギリギリではなく、早めに退会手続きをしましょう。クレジットカード番号を入力することは通常、支払いをすることが前提となります。十分注意してください。